

令和4年第4回（12月）大郷町議会定例会会議録第2号

令和4年12月2日（金）

---

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員（13名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	9番	和賀直義君
10番	高橋重信君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

---

欠席議員（1名）

8番 石川壽和君

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
復興推進課長	武藤	亨介君	復興推進課技監	門脇	匡哉君
税務課長	小野	純一君	町民課長	片倉	剛君
保健福祉課長	鎌田	光一君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	伊藤	義継君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君			

欠席したものは次のとおりである。  
農政商工課長 高 橋 優 君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉琉日

---

議事日程第2号

令和4年12月2日（金曜日） 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問〔3人 6件〕
- ◎一般質問通告順
5. 12番 千葉 勇 治 議員
6. 9番 和 賀 直 義 議員
7. 13番 若 生 寛 議員
- 日程第 3 議案第67号 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第68号 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第69号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第70号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第71号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第73号 大郷町営住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第74号 財産の無償貸付について
- 日程第11 議案第75号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第12 議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第77号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第78号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予

		算（第2号）
日程第15	議案第79号	令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第80号	令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第81号	令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第82号	令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問〔3人 6件〕	
	◎一般質問通告順	
	5. 12番 千葉 勇 治 議員	
	6. 9番 和 賀 直 義 議員	
	7. 13番 若 生 寛 議員	
日程第3	議案第67号	大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第4	議案第68号	大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
日程第5	議案第69号	大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第70号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第71号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第72号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第73号	大郷町営住宅条例の一部改正について
日程第10	議案第74号	財産の無償貸付について
日程第11	議案第75号	令和4年度大郷町一般会計補正予算(第9号)
日程第12	議案第76号	令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13	議案第77号	令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
日程第14	議案第78号	令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予 算(第2号)
日程第15	議案第79号	令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第1号)
日程第16	議案第80号	令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第2号)
日程第17	議案第81号	令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第1号)
日程第18	議案第82号	令和4年度大郷町水道事業会計補正予算(第 2号)

午 前 10時00分 開 議

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番佐藤千加雄議員及び6番田中みつ子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(石川良彦君) 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大綱1、施政方針の主たる取組の進捗状況についてお伺いします。

令和4年度の施政方針で町長は、我が町の難を乗り越えて、その先の新しい時代に適応した経済環境を通じて、豊かで健康的な持続可能で生涯現役社会の実現を目指すとともに、農村・農業の在り方を問題解決の基本政策として、高齢者雇用安定法を生かし、働く意欲のある高齢者が

活躍できる町、農業はもとより町内職場環境の整備を求めていくということを実施方針の前段で強調されておりまして、まさに意気込みが感じられる実施方針と私は理解しました。その中で、今年度ももう既に第3四半期の最後の月の12月に至っているわけですが、特に次の件についてその取組状況がどのように進んでいるのかお伺いしたいと思います。

(1) 働く意欲のある高齢者が活躍できるまちづくりに、高齢者雇用安定法を生かしていくとの約束ですが、町内職場環境の整備を含めどの程度進んでいるのかお伺いしたいと思います。

(2) 大郷にもっと強さと活力を、の思いを込め地産地消で地域活性化を強力に推進する手法の一つとして、縁の郷・里山プロジェクト構想の中で、里山の春夏秋冬の魅力を満喫できる環境整備を進め、移住定住に発展させていくという方針の進捗状況について、とりわけラトリエのその後の経営内容も含めお伺いしたいと思います。

3番目、かわまちづくり事業の取組について、既に全協などでの説明ありますが、このことについて正式にこの場でどういう内容なのかも含めて、その取組状況についてお伺いしたいと思います。

大綱2、本町の定住化対策についてお伺いしたいと思います。

総務産業常任委員会では、北海道の清水町と上士幌町に赴き、移住定住対策や人口減少対策など、過疎対策全般にわたる取組について視察調査をしましたところ、どの町でも、この2つの町ですが、この2つの町では人口減少に歯止めがかかり始めており、明るい兆しが見え始めており、今後大いに期待したいところであります。その自治体の取組で特に私が思った、この2点について、本町でも参考になるのではないかと考えられますので、提案しながら執行部の意見をお伺いしたいと思います。

一つ、清水町では定住対策の一環として、町からの奨学資金を借り受け学んだ若者について、学校卒業後5年間地元で定住し、町内外に勤務した場合、奨学資金を免除する政策を取っており好評とのことでした。仙台近郊にある本町でも十分に検討すべきと考えますが、執行部の考えをお伺いしたいと思います。

また、上士幌町では、ふるさと納税者の多くが暮らしている東京や大阪など首都圏に定期的に赴き、上士幌町について意見交換を行い、まちづくりに生かしていくとのことでした。また、ふるさと納税基金を設け、用途目的を明らかにしながら、その後、使用内容について納税者に伝え、信頼関係の構築がされており、複数回の納税者も多数とのことでした。これらの取組を参考に、移住定住対策を検討することも町

の人口減少対策の一助になるのではないかと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

大綱3、物価高騰による住民福祉対策ということで、高齢者世帯や生活困窮者世帯に及ぼす燃料高騰は、この冬をどのように乗り越えるのか死活問題と考えます。防寒対策として福祉灯油の支援を今年も行い、高齢者世帯や生活困窮者世帯が安心して正月を迎えられる対策を講じるべきと考えますが、所見を伺いまして私の最初の質問にいたします。よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

今朝、早朝からサッカー観戦してちょっとぼやっとしているような、そんな感じでございます。

千葉議員の大綱1番、施政方針の主たる取組、進捗状況についての御質問でございます。

（1）高齢者が活躍できるまちづくりにつきましては、高齢者雇用安定法で規定されておりますシルバー人材センターにより、働く意欲のある高齢者の雇用の場の提供を図っておりますが、町内の企業にも同法の趣旨で御理解をいただきたく、折に触れ説明しているところであります。特に、地域振興公社の各部門で高齢者雇用に積極的に取り組むよう指導しているところであります。大分改善しているようであります。

（2）の、縁の郷・里山プロジェクト構想につきましては、官民連携による事業展開を想定しており、民間企業からの提案を受けつつ、事業の実現性や企業の信用性、町が求めているイメージとの整合性など考慮しながら進めているところであります。また、ラトリエについてでございますが、縁の里プロジェクト構想の中でも宿泊施設、レストラン、農業体験などこれまでの機能を生かしながら、プロジェクトの中核施設としての位置づけは変わらず、さらに全体との調整も図りながら、ニーズに応えられる新たな取組も必要と考えております。私は、批判だけでなく指導、助言を積極的に進めているところでございます。

（3）の、かわまちづくり事業の取組状況につきましては、去る11月18日に粕川地区の区長など10名の委員で構成した、かわまちづくり協議会を発足いたしました。今後の取組については、この協議会の中で住民の皆さんとワークショップを開催し、かわまち事業を活用した地域活性化対策について議論を深めてまいりたいと考えております。とりわけ、タベワークショップを開催し、私も御挨拶を申し上げたところでありま

す。若い方々40名の組織で、各グループに分かれて熱心にワークショップを実施していたこの光景は、本町にとって今までに例のないような内容であるというふうに私は高く評価をしてきたところであります。

以上です。

議長（石川良彦君） 町長、次のよろしくをお願いします。

町長（田中 学君） ごめんなさい、すみません。

大事な大綱3番（「2番目」の声あり）（2）か。

ふるさと納税を活用した移住定住、「大綱2番の本町の定住化対策についての御質問」の声あり）（2）じゃないの。ごめんなさい、すみません。

サッカーのぼけですみません。

大綱2、本町の定住化対策について。すみません。大綱2つ目の（1）の定住対策についての奨学資金返還免除についてでございますが、「よろしいです、続けてください」の声あり）いいでしょう。

奨学資金の免除または返還支援を行った場合、その一部を地方交付税措置する改正がなされてございます。他市町村の制度内容を調査し、本町の定住促進や産業振興に結びつくものか、どうかの費用対効果も踏まえて、今後検討してまいります。

（2）のふるさと納税を活用した移住定住対策でございますが、前段の都市部での意見交換につきましては、上士幌町などから取組についてのお話をお聞きし、参考にさせていただきたいと考えております。後段のふるさと納税基金につきましては、議員御指摘のとおり、大郷町にふるさと納税をしてよかったとさせていただき、町のファンとして継続的に納税いただきながら、人口減少抑制の打開策となるよう移住定住対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱3、物価高騰による住民福祉対策についての御質問にお答えいたします。

福祉灯油の支給につきましては、今年9月に灯油代にも使える商品券を全町民へ配付してございます。また、11月臨時議会にて、一般会計補正予算で可決いただきました価格高騰緊急支援給付金事業におきましては、特に、家計への影響が大きい低所世帯である住民非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付金を順次給付してまいります。

以上が答弁とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 随時質問していきたいと思っております。

この、いわゆる高齢者の雇用安定法について令和3年の4月1日から施行されたわけですが、その改正内容について、高齢者雇用安定法が令和3年の4月から施行されているわけですが、その改正法について、特に御存じの措置ですか、内容分かりますか、どのように改正されているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。改正法につきましては、定年制、定年基本的には60歳未満にはしないということでありましたが、その延長、または廃止、それらを含めた改正内容となっております。ものと承知しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 高齢者が活躍できるまちづくりということで、町内企業にも同法の趣旨を理解いただけるように、折に触れ説明しているということですが、改正法見ますと、この改正法70歳までの就業機会の確保ということになっています。それが大きな柱です。そうした場合に、そこを理解して対応しているんですか。どこらまでそれが徹底しているんですか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。この改正につきまして、主に事業主に向けた改正内容でございます。それらを利用して高齢者を雇用する機会をつくってくださいという内容になっております。その辺につきましても、シルバー人材センターで各企業を巡って、その内容も含めた形で仕事の派遣依頼等を依頼している状況でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） シルバー人材センターに有利ということで、特にこの具体的な大郷にはあまりそういう施設が少ないので、特にシルバー人材センターを中心に、いわゆる働く意欲のある高齢者云々ということが出ているようですが、シルバー人材センターそのものが今、人員が減っているということをお聞きしているんですが、その辺どのような指導をされているんですか。このいわゆる70歳までの就業機会の確保ということで、折に触れ頑張っているということですが、具体的に本当にやっているんですか。具体的にどういう内容で説明しているのか、お聞きしたいと思います。本当にやっているんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。町からは直接、企業等に働



きかけはまだしていない状況でございます。シルバー人材センターの活動の中でそういった雇用の機会、そういったものを企業さんに問合せいただいで、それで高齢者の雇用の場を確保している状況でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長の施政方針の中で、町自らが高齢者の雇用安定法にも生かしていくという約束をしているわけですよ。基本施政方針の中でね。それが具体的に今聞いていますと、どのように説明されているのか。何かその見えないと思います、形が。具体的にどのような指導されているんですか、お聞きしたいと思います。町長、手挙げているから、町長お願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 町では、できるだけ仕事を依頼する、そういう立場でシルバー人材センターにはできる仕事を、町で提供するそういう内容で整合性を図っているということでもあります。それから、地域振興公社の雇用についても70歳超えても健康で仕事ができるという方であれば雇用すべきだというふうに指導しているところでもあります。十分健康管理、その辺など本人の意思が働けるという内容であれば、引き続き雇用すべきであるというふうに申し上げているところがございますので、多分運転手もできるだけ短期雇用、臨時でお願いするというようなことも多々あると思いますので、その辺なども対応するように指導したところがあります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これ読むとおかしな、高齢者雇用安定法で規定しているシルバー人材センター、これシルバー人材センターというのはそもそも70歳過ぎでも対応になるわけですね。どういう意味で、これ雇用安定法で、規定しているシルバー人材センター、どこに規定されているんですか。この雇用法の中で。説明を求めます。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。シルバー人材センターにつきましては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の第37条からの条文に規定しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 高齢者雇用安定法の主な改正っていうのは70歳まで、例えば定年を引き上げるとか、あるいは定年制の廃止をするという、こういうのが大きな柱なんです。そのことについて、各事業所にはどのよう

に指導されているんですか。町で指導しているという、事業環境をよくするというので力説しているわけですから、施政方針の中でね。町がどのようにそういう事業所に指導しているんですか。事業者があくまで、事業主が主体だからということで町が何もやってなければ、施政方針として挙げる必要ないんですよ。ここにシルバー人材センターなんて、こんなことよりもシルバー人材センターそのものというのは70歳定年になった方がここに入るわけですから。それ以前の問題なんですよ。ここで言っている高齢者雇用安定法の改正というのは。どうなんです、その辺どのように理解を深めているんですか。なっていないんじゃないですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。あくまでも事業主に関しましては、その雇用の自由度といいますか、その辺もございまして、その辺を、理解を深めていただくためにシルバー人材センターから、その事業者へお伺いして、間接的にその高齢者の雇用の場を確保していただきたい旨をお願いしているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の国の狙いは、この改正の内容というのは、少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するために働く意欲がある高齢者が、その能力を十分に発揮すると、発揮することができるそういう環境づくりということで、あえていわゆる70歳まで定年上げるとか、あるいは定年制、もうなくするとか、そういうことで言っているの、ここで言っているシルバー人材センターというのは、そこから卒業した方々が働く場所だから、それ以前の問題なんです、これは。ここで言っている高齢者が活躍できるまちづくり、高齢者安定雇用法というのは、そういう点でもっと徹底した指導を私はすべきだと思うんですが、いかがでしょうか、求めます。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。先ほど来から御説明していたシルバー人材センターについては、間接的な雇用という形でございまして、直接的な雇用につきましては今後、その依頼内容等を精査しまして進めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 次に、縁の郷・里山プロジェクト構想についてお伺いしたいと思いますが、地産地消で地域活性化を図るという構想についてどの程度進んでいるんですか、この地産地消の関係は。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えをいたします。現在のところ数件、民間企業からの提案は受けているところですが、コロナウイルスの感染拡大、世界情勢の影響による物価高等の影響で世界的に経済状況が安定していない状況にございまして、民間企業もなかなか踏み切れないでいる状況であると思っておるところでございます。今年度からの過疎指定もございまして、今後、本町が過疎から脱却し、移住定住を促進するため様々な事業に取り組む必要がありますことから、それぞれの事業の効果を検証し、必要な事業の優先順位を検討しながら取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） さっき民間から云々って説明あったんだけど、その民間数件の名前を挙げてください。具体的に。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） ゼネコンでございますが、若築建設と日本国土開発です。名前は、民間の名前は。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 地産地消どのようにその賃金を取り組む考えなんですか。そこらまで出ているんでしょう。地産地消について今お聞きしたんですから、民間数件あるということですから。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） 里山プロジェクト構想をやっていく上で、町長も答弁してございますが、官民連携による事業展開ということ想定しておりまして、民間企業からの提案を受けて、そちらに結びつけるという考えでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると地産地消に入る以前に、縁の郷・里山プロジェクト構想については何も進んでいないと。そういう理解していいんですね、今の段階では。

議長（石川良彦君） 副町長。町長から答えますか。町長。

町長（田中 学君） 何も進んでいないのではなくて、いろいろ検討をしているということでもあります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 検討の結果、年度内に方向づけ出ているんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 年度にはこだわっておりません。何年度であれ、目的が達成され、本町の利益につながるような事業であれば、それを進めていこうということでもあります。無理してやる必要はないというふうに思っています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと施政方針というのは長期にわたった考え方だということで、あえて単年度の施政方針と理解しなくてもいいという理解、考え方でいいんですね、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 平成4年度の施政方針、そこからスタートして何年度にそれが、目的が達成されるか今、努力をしているということでもありますので、来年度になるかもしれませんし、そうでないと民間の立場も民間の都合もございますので、なかなかこっただけの都合ではいけない。町直営でやるのであれば、今年度予算を持ってどんどん進めるということになるわけではありますが、そういうことはやらない考えであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと民間によっては、あるいはこれに10年もかかると。もう雲つかむような話だと、町長があえて、今から、去年の開始になって、あと2年、今からあと3年ですか、その間にもできる可能性があるかないかもはっきりしないということでも理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今、努力中だと言っているの分からないんですか。努力中。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その努力中の成果、いつ頃までに頑張る予定ですか、大体。中期、長期あるでしょう。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 努力中。努力中だから、明日にできるかもしれない。できなければ、それを継続していくということですよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長の施政方針というのは、そういう方向だということをおえて分かりました。

それから、ラトリエ。ラトリエに大分力入れているんですが、ラトリエのこの間も全体の議会で調査してきた経過があるんですが、ラトリエそのものが何か例年よりも、去年、前年よりも実績荒らしているような

状況、羽生の特に、団地荒らしているようですが。この働きはどうなんですか、実態は。落ちているんじゃないですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） もうなかなかコロナ禍で交流ができないということの現れであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） コロナ禍だからといって、あのように田んぼ、畑荒らしていいんですか、町長。その辺どのように指導しているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） それも生きる方向に今、各課連携しながら対応を進めていこうということでもあります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 回答の中では、人数に応じた新たな取組も必要と考えているということですが、この人数に応じた新たな取組の内容についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） 来年の1月には国の補助金をいただきまして活用いたしまして、観光事業者、地域の農家、法人と連携した観光モニターツアーを実施することとなっております。その結果も踏まえまして、来年度以降の町の観光戦略を策定することとしております。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 来年度以降って、やっぱりこれもそうすると今年度、令和4年度に期待できるところはほとんどないということで理解していいんですか。ラトリエさんの活躍については、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。今年度につきましては、まず経営状況の質問でございますのでお話し申し上げますが、今年度の売上げ等の状況につきましては、旅行支援の影響もあろうかと思いますが、これまでのPR戦略が功を奏しまして、今年度10月末現在での実績と、それから過去5年間で最高の売上げとなりました令和元年度10月期を比較したときに、全体売上げで23%の増となっております。さらに、残りの期間で経営についても十分期待できる内容であると思っておりますのでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 縁の郷・里山プロジェクト構想、この基本的なものを私

は農業体験、あるいはそういう地産地消も含めて、農業で発展させるまちづくりの中核を担う場所と位置づけており、羽生の土地もですね、羽生の団地の土地も町がその地主にお金を払って、借地料を払って、そしてラトリエさんにはただで貸しているという、そういう至れり尽くせりの状況の中で、今の状況は極めて町の手入れも、力の入れ方も、ただ金出しているだけで全然姿が見えないという方向づけが、私は取らざるを得ないと思うんですが、あの辺についてどのように反省しているんですか、町としては。土地をただ、町が土地代を支払ってですよ、ラトリエさんに貸しているということについて、どのように期待を持っているんですか。農業政策については。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。ラトリエにつきましては、本町唯一の宿泊施設を運営いたしておりまして、本格的な洋食レストラン、体験農園による交流人口の創出等を実践しておりまして、様々な事業展開におきまして大きく関わっている企業の一つとなるよう今後も変わらないと思っておるところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） （2）については、特にラトリエさんが中心になって頑張っているということで、その頑張りを評価しながらも、もっともっと町でもその辺の支援を強めながら、支援というか指導を強めながら、やっぱり前に進むように対応してほしいと思います。これは私の要望でございます。

次に、3番目に移りたいと思います。

かわまちづくり事業について、これは予算なり、計画なり、事業主体がどのような形になっているんですか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。かわまちづくり事業のまず予算につきましては、今計画を策定している段階でございますので、その計画の方向性が見えた段階で必要な予算については事業の概要を説明させていただいた上で、予算のほうは計上させていただきたいと考えてございます。方向性につきましては、今協議会を立ち上げまして、また昨晚、先ほど町長が申し上げましたとおり、ワークショップ等を開催させていただいている中で住民の皆様と直接こういったニーズがあるのかという意見交換を積極的にさせていただいた中で、方向性のほうを検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どこが主体で行っているんですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。事業主体については、現段階で何をするのか、まだ決まっておきませんので、今後そういう方向性が見えてきた段階で検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町の職員が動いている中で事業主体がまだはっきりしないということは、どこになる方向ですか。その方向づけも定まっていないということで理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。事業主体につきましては、かわまちの計画ができた段階で、原則公募で行いたいと現段階では考えております。主体としましては、民間企業になるのか指定管理になるのか、そういったところも事業の内容が決定した段階で議論を深めてまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町が事業主体になるということはないということで理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。かわまち事業として町が事業主体になるという選択肢も当然あると思いますが、極力財政面もございいますので、そういったところを考慮しながら慎重に検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 財政面について、財政課長このことについて何か相談を受けているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） これにつきましては、今後議論を深めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今のところ何か政策、復興推進課で対応しているというのは感じない。この中で私、うんと疑問に思ったのは、この協議会の中で先日説明を受けましたが、協議会の設置要綱の第7条で秘密の保持ということがありまして、委員は職務上、知り得た秘密をほかに漏らして

はならない、その職を引いた後、辞めた後も同様とするということで載っているわけですが、どういうことですかこれは。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。協議検討段階の中で、例えば個人情報であったりとか、まだ決定していない内容、例えば民間企業さんとのやり取りですとか、そういったところについては、情報のほうを秘密の保持ということでお守りいただきたいという趣旨で掲載させていただいています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いわゆるその秘密の内容でも全てではないということまで理解しているんですか。だって開かれたまちづくり、片一方打ち出して、なぜこの、ましてや、かわまちづくりというのは本当に地域に限らない大郷全体の発展を期しての事業だと思うんですね、理解すればね。その中で、何でこのようなまちづくりしていくんだよっていうことを、開いたまちづくりをやるのに、このような条項をつくるんですか、協議会のほうで。おかしいんじゃないですか、これつくるっていうこと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。この協議会の中で出た事項につきまして、一個人の不利益に該当するような事項とか、そういった社会通念上、こういったことは出さないほうがいいんじゃないかという部分につきましては秘密という捉え方をさせていただければと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この第7条のいわゆる秘密の保持について、このやはり協議会の趣旨からして私は反すると思うんですが。この条項というのはどこが、どこの地域でもあまりこの秘密っていうのはないと思うんですが、どこが地域的にこういうこと普通なんですか、やっていることっていうのは。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。当然協議会、もしくはワークグループを開催していく中で、いろいろな方がいろいろなお考えを示されていくということになると思います。その中で、ある方がああいう御意見をおっしゃっていたとか、そういうことは極力、あの人が言った意見だからこうですとか、そういう判断がないようにさせていただきたいという思いもありまして、こういった条項を入れさせていただいてお



りますが、それが今後協議会を運営していく上で、ここはちょっと不透明な部分だなという部分になれば、協議会の中でこの設置要綱の改定等も踏まえ検討させていただきたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、お聞きしたのは、このような秘密、いわゆる協議会の中で秘密という条項をつくっている事例があるんですか、かわまちづくりの中で。教えてほしいんですが、どこでもやっているんだっていうのがあれば。幾らか理解も深まりますので。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。こちら、ちょっとコンサルさんとも相談した上で、他の自治体の事例等も確認した上で作成しておりますが、そこに特化してちょっと確認はしておりませんので、確認させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いや、おかしいですよ。まちづくりについて何で秘密にしなきゃねえの。おかしいと私思いますよ。私はもっと開かれたまちづくり、何も個人的な情報を掘り出すわけじゃないんですよ。誰が言った、彼が言った。町はこのように例えば、例えばここに、かわまちづくりの事業、大郷町かわまちづくり事業予定地ということで図面が出ているわけだ。これを外部提供し、複写転載は御遠慮ください。なぜこれを教えちゃ駄目なんですか。こういう方向でまちづくりやっていくということで、広く意見を求めるためにも、広くこれをみんなに伝えてもいいんじゃないですか。何でこういうのを隠すんですか。隠す必要あるんですか。おかしいんじゃないですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） 町民に開かれた事業というのは当然ですので、協議会を今設立してまして、その中で話し合った内容等、それは決まった事項については町民全体の方々に説明する場というの予定しておりますので、隠すことなくその辺は町民全体の説明会というのを予定しておりますので、そこで皆さんにお知らせする予定でございます。決して何かを隠すということは今のところは考えてございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町民に説明会のときに、それを皆に伝えるということですが、説明会に何人ぐらい来るんですか。多分、少ないと思うんですよ。大郷町で見た場合にね。それよりも広く、こういうことでやっています

が皆さんアイデアはいかがですかと出したほうが、広い角度から意見を求めることが可能じゃないですか。そういう考えを持たないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） 今おっしゃるとおり、広く意見を求めるために、まさに協議会の下に、全協のときにもお配りしていますけれども、ワーキンググループ、これは皆さん公募させていただいています。興味のある方、当初、水辺ワーキングとか、30名程度ぐらいを予定していましたが、実際は応募の方が40名来ておまして、30名と考えていたのですが、そこを抽せんすることなく皆さん広い意見、欲しいと思いましたが、抽せん40から30に抑えるということなく、全て40名の方に参加していただいて広く意見を今回募ったというところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私思うのは、いいものについては広く意見を求めるというそういう器がないと、このまちづくりできないと思うんですよ。ですから、さっき課長も答弁しましたが、やはりこの協議会の第7条については今後検討するということですが、やっぱりこういうどうしても秘密のことについてはその場所で、これ秘密ですよ、このことについてはどうですよと言えれば済むことであって、何で協議会全体の中でこれが秘密保持ということで全てにおいて秘密になってくるようなおそれがあるんで、その辺については十分に検討してこの秘密の保持について位置づけを考えてほしいと思います。どうですか。改めてお願いします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。議員さんおっしゃいますとおり、この事業につきましては住民の皆さんを可能な限り積極的に巻き込んだ形で広く皆さんの御意見をお伺いし、一つの計画を策定していくという理念を大切にさせていただきながら可能な限りいろんな手法でもって事業の進捗状況またはこういった計画ができたというところを、広く周知してまいるところを積極的に努めてまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、これ恐れているのは、夢物語で事業をばんばん進めて最終的には、昨日も出ましたがファームガーデンのワールド事業と同じような二の舞にならないように、ぜひお願いしたいということです。あの場合には、旧大郷牧場跡地の一角に町が計画、民間活用ということで大郷云々ということで、都市と農村の交流を深めた中でまちづくりや

っていくというすばらしい構想の中で始めたのが、ところが資金がなくて片一方が逃げていったと。そういう状況の中で、ぜひかわまちづくりについてもその辺の教訓を踏まえた中で対応してほしいと思いますがいかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ファームガーデン事業については、民間の相手が駄目になったから地域振興公社が全部責任を持って事業を完成させるという、21年の議会の当初予算に組み込んで地域振興公社もその予算化して、私が町長、21年の9月に終わりました。そこから2か月間、俺あそこに残って全部計画をつくってやろうと思ったら田中は必要ないから辞めろということになって、地域振興公社の社長を辞めることになった。なった途端、中止にした。農水省では、あの昨日のあなたが言おうと思った、（「町長」の声あり）一部分、（「町長、過去の分は簡単でいいから、今後このかわまちづくりをどうするかということです」の声あり）違う、昨日それを引っ張り出して、（「簡潔に答えてください」の声あり）質問に加えたから私が言っているの。本当大事なことですよ。あれはやれる環境をつくったんですから。相手方の7,500万円払わなくちゃいやつを、保護者が全部責任を持って、（「町長、その部分はいいいから」の声あり）公正証書に組んで支払いを全部するという事で事業をやるということで、議会で採択なったんですよ。（「かわまちについてでしょう」の声あり）だから、そういうことを言うなっていうの。終わったことに触れたから今言っているんですよ。このかわまちだって、この事業に本当に理解しているの、あんた。理解できないでしょう。多分できないと思う。駄目なんですよ、こんな横やり入れて。町のためにここに来ているんだとすれば、町の利益になる誘導してくださいよ。俺はこうだのって個人的な言い方するな。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の答弁に対して、私、かみ合うような議論をしたいと思いますが、いかがでしょうか。（「通告の内容に従って質問してください」の声あり）かわまちづくりの二の舞はならないようにしたいということで私は、（「かわまちづくり事業に関して質問をしてください」の声あり）まちづくりについて、ファームガーデンの二の舞にならないようにしたいと、そういう観点から。町長、町長に国では来てほしくない。なぜこの■■■■統括調査役が2月ぎりぎりに行ったかと。国のほうに行ったか分かりません。（「千葉議員、そのことじゃなく今は通告に従っ

て質問してください」の声あり)分かりました。(不規則発言あり)(「その議論するなら別な機会にやってください」の声あり)分かりました。そういうことで、町長二の舞を踏まないようにしてほしいということをあえて強調しておきたいと思いますが、いかがですか。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) 二の前も三の前も踏まないように、ぎりぎり人の足を引っ張ってさ。やったんでねえか。そういうことがなければ、健全にこの議会が機能すれば、何にも心配なくできるんですよ。

議長(石川良彦君) 若生議員、ちょっと私語は慎んでください。(「何言っているの」の声あり)町長、簡潔に。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) そういう事例があるから、みんな神経を使いながら、大郷町は特にクエスチョン付けながら民間企業も入ってきている。かなり遅れている。よその町さ比較すると。そうですよ。町全体が大変信用が低下しているの。低下しているの。町民はやるって言っているの皆。(「町長」の声あり)だから間違いないように、やんなきゃないから賛成して頑張ってください。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) あのね、1億五、六千万円の予算を組んでいったところ、ところがレストランとかガーデン事業を取りやめ、今建設されたイベント広場として多角的に既存の施設を利用して、そして農村が交流するというので。■■■さんがね……。

議長(石川良彦君) 千葉議員、千葉議員。発言止めてください。今いない人の話ですから、過去の話ですから。注意しておきます。今答弁した内容です。

12番(千葉勇治君) 二の舞にならない、もう一度じゃあ二の舞。ならないという意見が欲しいんですよ。

議長(石川良彦君) 違う質問にしてください。

12番(千葉勇治君) 二の舞にならないようにしてほしいんですよ、私は。ただそれだけです。(「今答弁したとおりですから」の声あり)あまり余計なこと言わないでくださいよ。(「どうぞ、次の質問にしてください」の声あり)そういうことで、このかわまちづくりについては極めて問題が私はあると。どのように今から、あのような河川の中に果たしてどのように水がかぶった場合に、水が来た場合に対応するか。そういう点も極めて問題あると。多くの町民は思っていますよ。あんなどこさ、何造

って、何すんのっていう、そういう声がどのように本当に今から造っていくのか、極めて問題ですよ。そういう点で、その辺どのように払拭する考えですか。もう一度聞いておきたい。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。確かに河川敷ですので、浸水することはございます。あと過去の事例から言うと、年に三、四回は冠水しているという状況の中で、そのリスクもしっかり許容した中で何かできる事業があるかというのを皆さんと深く議論を深めてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） かわまちづくりの中で、中粕川地区に、特に目立った新たな構想は何もないんですか。今のところ。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。かわまちづくり事業を検討しているという中で、複数の企業さんからちょっといろいろな可能性や事業の検討について御相談いただいたり、御相談しているという現状はございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） スポーツXという会社が、この間、町長が55町歩の田んぼどうのこうのということで話しましたが、このことについてはかわまちづくりと関係ないんですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。スポーツXさんという企業名具体的におっしゃられていますが、そちらの企業さんにつきましても、かわまち事業の一環として事業を行わさせていただきたいという方向のやり取りは今させていただいておりますが、まだ決定している事項ではございません。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まだ決定していないと言いながらも、何で改良区などに行って、その田んぼ面積について、説明受けているんですか。説明しているんですか。かわまちづくりについて。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。計画をしていく中で、その底地が第1種の農振農用地となつてございまして、また圃場整備の計画等もございましてことから農地転用ができるかどうかとか、その辺の確

認をさせていただいているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ただ確認したということでもいいんですね。分かりました。

続きまして、2つ目に入ります。本町の定住化対策ということで答弁もらったんですが、この中で、回答の中で、その一部を特別地方交付税措置する改正がされているということでございます。この点についてどのような内容なんですか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。令和2年度、令和2年のほうに、すみません。奨学金を活用した若者の地方定住推進要綱というものができまして、その中で奨学金の返還支援等も含めて移住定住をすることに対しまして、交付税措置をするというような内容ができまして、令和4年のほうに改正等も行われているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 回答の中で今後検討していくということですから、ぜひ前向きな形でこれは、清水町ではかなり、この辺効果があるということで、定住化しつつあるということもこの大きな要因の一つになっておりますので、その横のつながりを取りながら、ぜひ参考にしてほしいと思います。

それから、ふるさと納税なんですが、これ財政課なのか。いわゆる上士幌町では納税基金をつくって、どのように使っているか、納税者にもちゃんと見えるようにしていると。ましてや、特に東京、大阪のほうに出向いて対応しているということですが、この回答を見ますと今後検討していくということでございますが、具体的にどのように今後検討する予定ですか。その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） ふるさと納税につきましては、議会の御可決をいただいた中で、未来づくり基金のほうに充当させていただいて、その翌年度それぞれの使途に応じて事業を執行させていただいているところでございます。それで毎年ふるさと納税していただいている方、今まで平成20年から始まりまして、令和4年3万3,000人ほどのふるさと納税を大郷町にさせていただいてございます。毎年、私も定期的にその使途の状況等を確認しますが、一度していただいた方につきましては、その翌年もしていただいている傾向が見られます。それで首都圏につきましても約5割の方が、このふるさと納税の3万3,000人の中のうち約5割が東京

首都圏の方でございます。その首都圏の方と交流をできればということ  
でございますが、それにつきましてはうちのほうでもいろんなところ  
をお願いしている部分もございます。それでの合同でのふるさと納税の感  
謝祭等はございますが、その中でどのような方向性がいいのか、今後議  
論を深めていきたいと思っておりますし、それぞれの方に対して、その使途状  
況につきまして町のホームページに掲載してございますので、それをも  
って御理解をいただいていると思っております。あと、毎年ですが、以前  
にふるさと納税いただいた方につきましては、毎年、年末キャンペーン、  
もう12月になっていきますので今年も今日以降、年末キャンペーンをして  
ございまして、そのお知らせ等もメールで、以前にふるさと納税をして  
いただいた方についてはしてございますので、その辺いろんな面で多方  
面からPRをさせていただいているということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、移住定住、片一方騒いでいて、お願いしていて、そ  
ういう方々とふるさと納税を納めるという方々は、やはり大郷町を思っ  
てよこすわけですから、そういう方々の思いをどのような、この思いで  
よこすのか、交流するというはうんと大事だと思ふんですよ。双方が移  
住定住につながるということで、この上土幌町では言っているわけですが、  
大郷でもそういう点で学ぶべきではないかと思ふんです。どうなん  
ですか、課長。交流会する必要、考えないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 移住定住ということでございます。それにつしまし  
てまちづくりのほうなんでございますが、その方々との交流は機会がご  
ざいましたら今後、町長の答弁がございまして、今後検討していくとい  
うことで上土幌町の先進事例等も参考にしながら、何かよい方法あるの  
か、模索してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひ交流を検討するんでない、交流する方向で検討して  
ほしいと思います。

次に、3番目の物価高騰による住民福祉ということで、いわゆる灯油  
代に、燃料代に、ぜひ支援してほしいということですが、答えではその  
商品券を全町民にやっている、あるいは住民税非課税世帯に出している  
ということですが、住民税非課税世帯がイコール高齢者世帯とか、ある  
いは困窮者には十把一絡げでできないと思ふんですよね。そういう点ど  
のように考えますか。ぜひこれ制度的にやるべきですよ。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。高齢者の中にも低所得であったり、あとは課税者から扶養されている、課税者と同居されている方もおりますということで、今回、生活困窮者としては、やっぱり非課税の方ということに定義させていただいております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 必ずその住民税非課税世帯に全部これまで、いわゆる去年のあたり、去年ですが、福祉灯油ということで出したと思うんですが。その方々全て非課税世帯ではないはずなんですよ。非課税の中でも、かなり高低があるわけですから。そういう中で特に非課税世帯の中でもひどい方があるわけですか。そういう方々にもっとこの厚い手を出すべきでないかということの思いで私はこの質問をしたわけなんですけど、どのように考えますか。その辺について。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。昨年度、福祉灯油という形では給付しておりません。1世帯当たり1万円ということで全世帯に給付している状況でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 昨年なければ、今年新たにやってもいいんですよ。いわゆるこれぐらいの高騰をした、燃料高騰の中で大変なんですよ。非課税世帯だけじゃないんですよ。非課税世帯の中でも特にひどい方があるんですよ。その辺を調査して対応すべきだと思うんですが、調査する考えはないんですか。ぜひ調査をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。非課税世帯には、今回5万円給付ということですが、そのほかにも議員おっしゃるとおり、町民皆さんこの物価高については困っているという状況でございます。その辺につきましては調査もありますけれども、財源的に有効な財源が今のところないというところで、今回はその非課税世帯の5万円給付ということにさせていただきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 財源ないということですが、本当はないんですか。国から来たやつがね、残って返したって経過もあるわけで、本当に財源が、いわゆるこの物価高騰に対する国からのコロナ対策で来ている財源はあると思うんですが、その辺の有効活用できないんですか。お聞きしたい



と思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。今現在、国のほうで国の2次補正予算が今、参議院のほうで、今審議をされてございます。その結果が今日出るかと思えます。それを踏まえて、臨時交付金は本町にもどれくらい来るか分かりません。それで、それに見合った事業に充てられることであれば、それを充てさせていただいて、議会のほうに御提案させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。（「終わります、ありがとうございました」の声あり）

議長（石川良彦君） これで千葉勇治議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時03分 休 憩

午 前 11時12分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 9番、和賀直義です。通告に従いまして一般質問を行います。本日は、大綱1点のみでございます。

1、コロナウイルス感染拡大防止対策をと。感染症の第8波の到来と言っていると思えます。季節性インフルエンザの流行も踏まえ、今こそみんなで力を合わせて知恵を出し合い、見えないコロナを克服するときですと。その思いで、以下、伺います。

1、直近の感染状況、ワクチンの接種状況は。

（2）オミクロン株対応ワクチンの接種状況と促進のための対応は。感染拡大防止対策は。

（3）インフルのワクチンの補助拡充と、新型コロナ抗原検査キットを希望する人に配付できないか。

以上、よろしく答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの和賀議員の（1）の直近の感染状況につきましては、現在、保健所単位での公表となっており、本町管轄の塩釜保健所黒川支部の感染状況は、11月27日発表分で162人となっており、前の週よりも60人増加しております。また、ワクチンの接種状況につきましては、11月28日現在で、1回から2回目接種完了者6,545人、3回から5回目接種完了者は、それぞれ5,406人、3,385人、761人となっております。

います。

(2) のオミクロン株対応ワクチンの接種状況と促進のための対応についてでございますが、まず、オミクロン株対応ワクチンは3回から5回目接種の方が対象で、接種状況につきましては11月28日現在で1,355人が接種してございます。接種体制につきましては、これまで同様に各医療機関にて接種を行っております。接種促進及び接種機会拡充のため、接種間隔の短縮に伴い対象者が増えた際には、予約枠の拡大をお願いしているほか、11月2日から12月25日まで大和町ひだまりの丘にて集団接種を行っております。

また、県では12月1日より大規模接種センターを仙台駅前に開設してございます。スムーズな接種へつなげられるよう、随時広報紙やホームページ、公式ライン等で接種に関する情報を提供しております。

感染対策につきましては、手指の消毒、マスクの適切な着用、換気など基本的な対策を講じていただくよう引き続き呼びかけてまいります。

(3) のインフルエンザワクチンの補助につきましては、現在、18歳までの子供と65歳以上の高齢者等を対象に補助を行っております。これは疾病等に脆弱な方を対象に重症化予防を目的に行っているものでございます。御理解をいただきたいと考えております。

新型コロナウイルス抗原検査キットの希望者への配付につきましては、現在、有症状の方で発熱外来検査対象外の方や自宅での検査を希望の方は、県が開設している陽性者サポートセンターへの申込みにより、申込みから1日から2日程度で抗原検査キットが配送されます。また、無症状の方は、引き続き県が設置している無料検査事業所を御利用いただけるなど、検査体制が整備されていることから、抗原検査キットの配付は考えてございません。

以上であります。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 順次（1）から再質問をさせていただきます。

直近の感染状況について保健所単位での公表となっておりますということでございます。私もネットで調べようとすると、塩釜保健所黒川支所で29人とかですね、そういう全体の丸めた感じで富谷、大衡、大郷、大和の合計の人数がここに出ているんですけれども、単独で詳しい状況というのは、大郷町には連絡というのはあるんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今現在は保健所から連絡等

はございません。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） こちらから希望しても情報を得るということとはできないのか。というのは、この前、昨日の新聞で村井知事が宮城県の病床の状況を心配して、逼迫宣言出されましたよね。ところがそういうのを出されても、いざ自分の、この身近で状況はどうなっているのかというのが分からないと切迫感もないし、やっぱり行政と実際の町民の人が、やっぱり情報を共有するということが私は大事じゃないかなと思うんです。ですから、そういうものを大郷町のその情報を要求して、皆さんにある程度、何日かのインターバルかなんかで発信する必要が非常に大事だと思うんですけれども、この辺についてどのように考えていらっしゃるのか、伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今現在、集計値で県が公表している数値については、まず医療機関からの情報、こちらは年齢、市町村も入ってくるかと思えます。あともう一つは、サポートセンターへの登録によってそちらのほうをカウントしているかと思えます。そちらについては、基本的には年齢、今現在、保健所単位で出しているということは、その中で保健所単位ということで多分集計されるものがあるかと思えます。そういったものが保健所までその情報が流れてきているかどうか、ちょっと確認しないと町のほうでも要望はできないかと思われまます。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 今、若い人へのワクチン接種の促進というのは報道を見ているとそっちのほうに行っているようなんですけれども、この年代別の接種状況と年代別の感染者数というのは相関というのが、見れるようになっているんですかね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。接種と年齢の相関関係ということではありますが、そちら一概には言えないかと思われまます。やっぱり一番は、交流回数、接触回数、そういったところが主なものではないかと私のほうでは考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） あと、5歳から11歳というか、この子供の割合も宮城県全体として20代、30代、40代に匹敵するくらいの数が発信というか、情

報が流れていますけれども、この大郷の子供たちへのワクチンの接種状況とか、働きかけとかというのは、どのようになっていらっしゃるのか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。まず、対象になった方については随時その接種時期に達しましたということで、その情報を提供しております。また、学校等におきましては、情報を逐次、接種状況のほうですが、逐次、学校、校長会等に情報を提供させていただいて情報を共有している状況でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 情報も共有しているよということでございますが、県の平均は30%ぐらいもうワクチン接種進んでるという情報なんですけれども、大郷は今どれくらいですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。平均してはございませんが、おおむね小学校でありますと40%弱、中学生でありますと70%から80%の方は、1回は接種している状況にあります。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 結構大郷の小児の方は、ワクチンは受けているなということと理解しました。

そして次の（2）番目のほうにちょっと行きますが、私もなかなかよく分からないんですけれども、このオミクロン株の対応ということで、2価ワクチンと出ているんですけれども、私のこの知能ではなかなか理解できなくて、この1価というのがB a の1のタイプで、2価というのは派生型の4号に両方に対応できるんだよということで、この2価のワクチンを打てば、今まで3回目、4回目接種するとこの感染予防効果が減衰して、だけれども重症化予防は2か月か、3か月ぐらいはあるよというデータも見ているんですけれども。この2価ワクチンは、オミクロン株対応型の2価ワクチンを打つことによって、今までのワクチンの予防効果とか、あとその重症化率の減衰分は、全てクリアできるというワクチンなのかどうか、まず確認したいんです。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。これまで打っていたワクチンについては、従来株ということでありますが、コロナオミクロン株対応ワクチンということで、今接種をさせていただいているワクチンについ

ては、オミクロン株にも対応したワクチンということで、従来株ワクチンよりはそのオミクロンに特化したものと解釈しております。その有効期間ですか、そちらのほうは、こちら把握はしてございませんが、従来株対応ワクチンと同等程度だと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） それで2価ワクチンということなんですか。それともオミクロン株対応には1価と2価と2つあるということなんですか。この辺すみません、私もなかなか理解できなくて。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。まず、オミクロン株対応ワクチン、今現在2種類ございまして、最初に出たのが従来株とオミクロンの1型に効くものということで、それが2価、一つ一つを1価で2種類あるので2価ということになります。今現在主流になっているのが、オミクロン株の4号に対応したものと従来株に対応したものの2価ワクチンということでなっております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） それでオミクロン株の対応はね、前は5か月からということいいよって言ったんですけども、最近もう感染が急拡大していて、もう3か月から打てという話に理解しているんですけども、この黒川管内での、その病院でのこのワクチン接種に関しては、もう全てオミクロン株対応になっていらっしゃいますか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今現在、各病院に配送しているワクチンについては、全てオミクロン株対応ワクチン、4号のワクチンとなっております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 初回接種は従来型のワクチンだよという、そういう認識していて、ところが昨日の新聞の村井知事の宣言出されて内容を見てみると、生後6か月から4歳の乳幼児もオミクロン株、あと5歳から11歳の小児への接種もオミクロン株の接種を保護者への検討を呼びかけろというふうに載っていたんですけども、これはどうなんですかね。今までとちょっと矛盾しているんじゃないかなと思ったんですけども、これは、実際はどうなんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今現在、乳幼児、小児に関

しましては、オミクロン株対応ワクチンはありません。従来どおり、その年齢層に応じたワクチン、従来株のもののみでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 分かりました。感染拡大のための防止は、私なりに理解すると、とにかくまずワクチンの接種率を早くする、オミクロン株ですね。もう村井知事は年内に目標にって、打ち出したみたいなんですけれども、それと基本的なその3密を回避して、もう手洗い関係のこの基本的対策のこの2点しかないって理解しているんですけれども、どうなんでしょうかこれ。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。宮城県が先日発表されました宮城県医療逼迫危機宣言、こちらのほうで今おっしゃったような内容でワクチンを早期接種、あと年末年始の人との接触機会、そういったところでの警戒ですね。そういったところ、あと今回企業等に対して業務継続体制の確保、そちらをしていただきたいということでもあります。その中でもやはり感染拡大防止に一番寄与するのは、ワクチンの早期接種、早めに打っていただきたいということと、あと手指消毒、換気の徹底、そういったところが主なものかなというところでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） これは県としては呼びかけてほしいと言っているわけなんですけれども、我が町としてはどのような呼びかけを行おうとしていらっしゃるんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。これまでも行ってきたものなんですけれども、広報紙による呼びかけ、注意喚起、SNS、防災無線等でそちらのほうを呼びかけておりましたし、今後もそういったことを使いまして、呼びかけていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 広報紙、もちろんそれはそれで非常に大事なんですけれども、私の拙い頭脳なんですけれども、もう1回、再度チラシで全戸にワクチンの効果とか、ワクチンの副反応は心配ないんだよとか、そういうものをもう1回、再度配付する。そしてインパクトのために、前にマスクを全戸に配付したんですけれども、今マスクは買えるとは思いますが、そういうマスクも一緒に全戸配付にすればインパクトがあ

って、皆さんよく読んでくれるじゃないかなと思うんですけども、この辺に関してどう思いますか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。感染予防対策については、前から言われている内容にほぼ変わりはない状況でございます。そういったこともありますので、そのチラシ等については今後検討していきたいと思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） マスクの全戸配付に関しては何もなかったんですけども、この基本的な感染対策、あとそのワクチンに関して、僕は、今は子供さんも大人と同じような感じで感染が拡大しているということなんで、私は子供さんのいる家庭にやっぱりチラシ、チラシとあとそれから、物で釣るわけではないですけども、泡のハンドソープ。あれを全戸に配付したらいいのかなど。今ほら、この庁舎の中でも液体のソープはあるんだけれども、液体のソープって冷たいんですよ。固体のソープっていうのも時間かかるし、冷たいしね。泡のハンドソープだと瞬間的に冷たさを感じなくて洗うことができるんです。だからこの辺のところもちょっと考えていただきたいなと思いますが、所見を伺います。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。その件につきましても内部で検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） よろしいですか。和賀直義議員。

9番（和賀直義君） よろしく御検討をお願いしたいと。

あと、3の質問に移ります。年末年始に新型コロナとインフルエンザの同時流行が報道されて、もう警戒が必要だよというふうに報道されています。要するに南半球のほうのオーストラリアのほうで、A香港型がはやっているという情報も入っていますので。ましてや大郷では18歳までこのワクチンを補助しているということで、子供の場合は2回接種が必要で、もし、この補助の金額1世帯当たり金額で教えてほしいんですけども、どれくらいになるんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長、答弁願います。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。大体、医療機関にもよりま

すけれども、3,000円から5,000円というところでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 1件当たりそうだとということで、子供2回だとその倍か

かるわけですけれども、非常にこれは助かるなと思います。そして実際、年金暮らしをしているやっぱり老人の方も、1回4,000円か5,000円くらいだといってもやっぱり大変じゃないかなと思うんで、その辺の補助の拡充ということで高齢者のほうへもできないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。インフルエンザワクチン、高齢者の方については定期接種ということで、かなり前から実施している状況で、一部負担金が発生する状況でございます。この辺については、他の市町村ともいろいろ整合を取りながら今までやってきた経緯もございますので、今後、そういったところも見定めながら検討していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひ、いい方向でちょっと検討していただきたいなどこのように思います。

また、村井知事の医療逼迫宣言のその記事の中で、県民には自己検査や基本的感染対策を要請するというそういう記事になっておりました。そしてこの抗原検査キットも、町長の答弁ではサポートセンターですか、そこに行けば2日で送ってくれるよということでございますが、自分で買おうと思って、私も薬王堂に行ってこれ買おうとしたの。そうしたらそこは医療用じゃなくて研究用なんですね。ところが今、物が入ってこないということで、いつ入ってくるか分かりませんという答えでした。そしてこの値段も、ちょっと値段そのときは聞かないでしまったんですけれども、もしこれ自分で購入するとなった場合には、どれくらいの値段なのか、もし分かれば教えていただきたいんですけれども。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。実際、私も購入した経験がございます。そのときは1つ2,500円程度だったかと記憶しております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） あと知人で最近濃厚接触者になったんですね。そして病院で検査を受けようとしたら、濃厚接触者は検査できませんといって断られたっていうんですよ。これはどうしてなのでしょう。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。まず、医療機関においては



症状のある方、そこしか診ることができないということになります。あと、無料検査センターもございますが、あそこも濃厚接触者の方は検査できない条件になっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 結構コロナのワクチン接種にしても、この対応にしても、なかなか複雑怪奇みたいなふうになってきて、なかなか理解しようとしてもえらい時間かかって、まだ理解できていないような状況、なんか私自身もね。だからもう1回、町のホームページに入っていけば新型コロナということで印刷すると26ページも出てくるんですね。ぱぱぱっとです。それをもうちょっと短縮して簡単に、発熱したらこうだ、そういうふうに分かるような、短縮した版をぜひつくってやってほしいなと思いますけれども、それは最後にちょっとその所感を聞いて質問を終わりたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。誠にこれまでホームページ等々でもいろいろ御質問ありましたけれども、なかなか難しい表現の仕方、検索の難しさ等々、こちらでも承知しております。こちらのほうを簡単に見やすくしていきたいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） よろしく願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） これで和賀直義議員の一般質問を終わります。

次に、13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） それでは、今定例会最後でございます。よろしくお願いいたします。

まず、急増するイノシシ対策はということで御質問したいと思います。田んぼの収穫も終わりました、稲の収穫も終わりました、見えてきたものがございました。稲刈り終わったら田んぼの中、イノシシが歩いたり、畦畔が掘られていたりっていろいろありました。その被害及びイノシシ見たよとか、そういう情報が大変多くなっている、そんな気がします。そこで、次の点についてお伺いします。

まず、一番先にイノシシによる被害の状況は、また、目撃情報どれくらいあるものか、お聞きしたいと思います。

次に、捕獲わな、おりの設置状況及びそのおりなり、わなの成果についてどういような、どれほどそれに捕まっているのかお聞きします。

次に、町内での狩猟免許取得の状況、あるいはまた免許取得への支援の拡充、どのような形で支援しているのかお聞きしたいと思います。

次に、2番目といたしまして、7月の7月15、16日の豪雨の復旧状況についてお聞きします。7月15、16日豪雨がございました。あれからもう4か月が過ぎております。農地関係におきましては、農家の作業も終わりました復旧作業も本格化しているものと推測しております。そこで次の点をお伺いします。

まず、農業施設、農地の復旧の進捗状況どれくらい工事進んでいるのかお伺いします。

次に、2番目としまして、令和元年東日本台風被害と同じ場所の被害が多いと聞いております。以前の会議でも課長の話によりますと、原状復旧ではなく、改良復旧対応が必要だという話でございました。そのような中で今回、どのような対応をしているのかお聞きします。

次、(3)としまして、土地改良区関係は激甚災害指定になったって話が流れでございました。しかし農業改良区に属さない場所も結構ございます。それでこの属していない農地はどのような対応となるのか。改良区に入っている方と入っていない方の不公平感はないのか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの若生議員の、急増するイノシシ対策の(1)の、農作物などの被害状況とイノシシの目撃情報でございますが、4月から11月末まで被害状況が12件、目撃情報が5件となっております。

(2)の捕獲用おりにつきましては、捕獲隊長と協議し被害状況や出没状況等を勘案し、設置しているところでございます。今年度につきましては、6基のおりを町内各地に継続的に設置し、51頭捕獲したところでございます。「町長、31頭」の声あり)31頭、ごめんなさい。すみません、31頭捕獲したところであります。

(3)の狩猟免許取得のうち、わな免許取得につきましては、今年度2件の新規取得者から申入れがございました。これまでも地域の方々が積極的に免許を取得していただけるよう、支援助成を拡充してきたところでございますが、さらに免許取得の促進を図るため、広報等により広く周知してまいりたいと考えております。

次に、大綱2の、7月の豪雨復旧状況は、について(1)の農業施設につきましては、災害発生直後の応急工事が完了してございます。本復旧につきましては、受益者分担金が伴いますことから、各行政区長と調

整を行いながら、今後、工事を行ってまいります。また、農地の復旧につきましても、個人からの申請に対し、事業費の一部を補助する制度を実施しており、町全体としての進捗状況は把握してございません。

次に、(2)の災害復旧事業の対応につきましては、若生議員も御存じのとおり、原形復旧が原則でございます。現在のところ、国の災害復旧事業では今後の将来雨量を想定した復旧は行っておりません。しかしながら、町の単独事業においては、例えば、土羽による復旧の際にはコンクリートを混ぜてのり面の強度を強くするなど対策を講じております。今後、国の災害復旧事業においては、新たな災害復旧事業制度の在り方も県や国と協議の場を持ってまいりたいと考えております。

(3)の改良区以外の農地の対応についてでございますが、激甚災害指定は土地改良区が行う排水排除事業について激甚災害指定となったもので、本町においては対象となった箇所はございません。また、農地の災害復旧につきましても、土地改良区の区域内外にかかわらず、7月豪雨により本町で被災を受けた農地の復旧については、全て町の補助事業の対象となっておりますので、その制度を御活用いただければ不公平感がなく復旧が可能と考えてございます。よろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） それではまず、イノシシ対策についてでございます。目撃情報が5件、被害報告が12件。この被害の状況についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えをいたします。水田の畦畔や畑の掘削被害、それから水稻の倒伏被害、それから芋類の作物被害などが主な被害でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この間もちょっとあったんですが、四国、中国地方の話なんですが、人が襲われたって話もございましたが、そういうのは、人が襲われたとか、ちょっと危害加わりそうになったという情報はないんですね。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（武藤浩道君） 人に対してはございません。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この辺イノシシが出没するようになってから、まだ四、

五年ぐらいかなと思うわけなんです、これからやはりイノシシも人となれてきた場合、人に害を加える可能性というのは結構出てくるのではないかなと思います。そういうためにも、ある程度イノシシのこういう害に対して、イノシシに対する対策は必要かと思うんですが、これ何かそういう人的被害が出なければ考えないというのでなく、今のうちから何か対策考えていかなくちやならないと思うんですが、その辺何か考えはございますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） 駆除隊をお願いしております猟友会の方々といろいろとそういった対策について協議をして、広報等でお知らせするなりの策を講じたいと考えております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） やはりそういう対策が大事ではないかと思うんですね。それで目撃情報、目撃したよ、出たよというのは5件と、私にすればかなり少ないと思うんですが、情報提供の呼びかけというのを、私イノシシに関してはちょっと聞いたことないんですね。熊に関しては、熊を見たら見たよって情報は結構あると思うんですが。その辺、イノシシ目撃したら、何とか役場に連絡してくださいとか、こういうところに連絡してください、教えてくださいってそういう働きかけ、問いかけも必要だと思うんですが、そういうふうにする考えはないですか。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。それも併せて情報提供をいただくような方策につきまして協議をし、さらには広報等でお知らせをしたいと考えております。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後 0 時 0 0 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

若生 寛議員。

13番（若生 寛君） それでは、最初の質問で目撃情報についてです。5件となっています。これ見ている方もっと思うんですが、目撃情報見たら役場に連絡してくださいとか、そういうお願いもしなければいけないのかなと思います。イノシシは熊と違って、熊は移動しますが、イノシシは大体そこにいると思うんですね。ですから、もう少し目撃

情報の収集に努めていけば対策も何とかなると思うんですが、その辺どう考えますか。目撃情報の提出については。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。課内で検討をして、収集をどうするかという検討をやって、あと結果を出したいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひ、そうやって情報を集めて、やっぱり多いところにはいろんな対策を投じなくてはならないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次、おりについてでございます。おり6基設置して31頭捕獲したとあります。その設置した場所については、あそこ、あそこって正確ではなくていいんですが、どこに、どの辺にって場所を教えていただければと思います。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。大変申し訳ございませんが、私は把握してございません。設置場所につきましては、捕獲隊と協議の上、設置しております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 先ほどの目撃情報と併せて、多分おりは設置していると思うんですね。それから行くと、やっぱり目撃情報5件というのは大変少ないので、目撃情報を得てやはり多いところには、おりを設置するというような形にすれば、もっと効果が出るのかなと思いますので、その辺、もう少し考えてやっていただけたらなと思います。

それから、この6基という数ですね。おり6基、この辺、私まだまだ少ないのではないのかなと思います。例えば今、吉ヶ沢におり設置されているって聞いたことあるんですが、吉ヶ沢には多分1個でないのかなと思うんですよね。やっぱり数多いところには、2基、3基と設置しなくてはならないのではないのかなと思うので、おりの数ももっと増やさなくてはならないんじゃないのかなと思いますが。その辺、増やす考え、何か増やしていただきたいと思うんですが、その辺の考えをお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） これも駆除隊のほうと協議いたしまして、増やす方向で考えたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） イノシシ、本当に、私の家、県道から入って行って田んぼがありまして、ハウスがあって家あるんです。あのハウスの北側、転作田にしました。草まいたんですけれども、やっぱりそこまで来ている形跡があるんですよ。それくらい近くまで来ているもので、その辺、おりなりの数を増やして、ぜひ設置、ここにしてほしいとなったら設置できるように対応をよろしくお願いしたいとそのように思います。

次、狩猟免許、わな免許についてでございますが、今年度2件の新規取得者の申出があったとあります。現在、狩猟免許取得者、あるいはまた、わな免許取得者の人数、どれくらいいるのか、分かったら教えてほしいです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） 取得者につきましては2名。現在2名。今年受講していただいた、免許取得していただいた方がおります。それから今まで、お待ちください。駆除隊の隊員につきましては9名でございますが、銃器のみの取得者が6名、わなのみが3名でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 6名と3名ってこれ、多いのか少ないのか、ちょっと判断しかねるところがあるんですが。狩猟免許に関しては年齢制限があるように聞いております。やはり現在、農業をやっている方々、結構高齢の方が多くなってきております。その中で法人が何社か農業法人ありますが、そこには結構若い方々もおります。やっぱりそういう法人にお願いして狩猟免許あるいはわなの免許を取得していただいて、駆除に協力いただくという体制があってもいいのではないかなと思うんですが。その辺働きかけ、あるいはお願い、ぜひ必要と思うんですが、町長その辺どのように考えておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） そのようなことが理想だというふうに思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 理想ということは、ぜひ実現に向けて働きかけをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） そのように進めてまいります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひ、お願いしたいと思います。また、例えば、わななり、狩猟なりでイノシシなりを捕獲して処理できるかできないか。処理

する場所の問題ですね。今の聞きますと、処理施設がないということでございますので、民家なり、あるいはまたどこかの場所でやるというような状況だと思うんですが、やはり処理施設。以前に同僚議員が処理施設について質問して、行政事務組合で共同して云々という話もあったんですが、その辺、町としてこの処理施設も考えなくちゃならないと思うんですが、その辺どのようにお考えなのか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。処理施設につきましては、町では、今考えてはございません。ただ、大和町なりとできれば一緒に処理をしていただくような方向で協議をしたいと考えております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 協議をしていただいで、ぜひ実現できるようによろしくお願ひしたいと思います。町長その辺、実現に向けてぜひ町長のお声を聞いておきたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 31頭も捕獲をしているという実態を考えますと、もうそろそろ町でも処理施設、加工施設というか、商品化するものは商品化するなども検討してまいりたいというふうに思ひます。何らかの、担当課長が今日来ていないので即答はできませんが、多分、何らかの補助金もあるというふうに聞いておりますので、ひとつ前向きに検討してまいりたいというふうに思ひます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひお願ひしたいと思います。それに関して、やはりいろんな周知の仕方も必要かと思ひます。やはり、ここで幾ら応援しますよ、やりますよって言っても町民の皆さん方に分かっていただければ、全然進まないと思ひますので、その辺の周知、ここには広報等により広く周知していくと書いてありますが、広報のみでなくチラシなり、あるいはまた広報無線なりで、ぜひ対応してほしいと思ひますが、その辺もぜひ、実現していただきたいと思ひます。その辺の考えについてお聞きします。

議長（石川良彦君） 広報等により広く周知してまいるっていうんだけれど、そのほかに答え何か、何か要望あるの。何かの要望。（「ぜひ広めてほしいなと思ひます」の声あり）進めてまいるっていうんだけれど、ほかに別の要望の、要望答え必要なんですか。（「はい、じゃあ取り消します」の声あり）若生 寛議員。

13番（若生 寛君） それでは、イノシシの被害の減少についてよろしくお願  
いしたいと思います。

次に、大綱の2番目に入りたいと思います。

台風被害、この頃、防災無線のほうで被害の復旧について、12月23日  
まで申込み期限ですよというような形で、いろいろあるわけでございま  
す。これどれくらい回復しているか、把握していないって答弁なんです  
が、その数についても、箇所についても何か所あるとかっていうのは把  
握していないということなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。町で農地がどのぐらい被害  
を受けたかということについては把握してございませんが、11月30日現  
在で申請を受けた箇所が52か所、そのうち13か所が終了してございます。  
以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） これは農地って理解していいんですか。それとも施設に  
関してですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。農地でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 農地に関しては、私の理解の仕方については、農地に関  
しては自分で責任を持って復旧ですよというふうに理解していたんです  
が、それでよろしいんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。基本的に農地の復旧につき  
ましては、農地の所有者でございますが、町がその一部を補助金として  
お手伝いするということでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 自分でやるっていうことは、業者をお願いするなり、何  
なりしなきゃないと思うんですが、農家の方々、私も一応農家っていう  
形なんですけれども、そういうことをやっていただく業者と知り合いの  
方っていうのは少ないと思うんですよ。どこにお願いしたらいいの  
かなという方もいると思うんですが、その辺は、どこに相談したらいいの  
かというのも、ある程度教えていただければなと思うんですが、どうで  
しょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。



地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。今回の農地災害の復旧につきましては、業者だけじゃなくて、個人で、した方に対しても補助金を出す制度でございます。農家の方が業者等を分からないというような方がいる場合も聞いてございますので、そういった方につきましては、役場に御相談いただければ、例えば町内の業者だったりを御紹介することは可能でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 役場に相談する、それが一番かと思うんですが、それもなかなかできない方もいると思うんですが、区長さんに聞いても、さあそれはっていう方もいると思うんですが、やはり、その辺もう少し親切に、町のほうで区長さんに働きかけたり、そういうのが必要かと思うんですが、その辺は感じませんか。そういう方だけではないと思うんですが、自分でやれるっていう方だけじゃないと思うので、区長さんから何かないですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。区長さんからそういった声はございませんが、直接、農地所有者の方からそういった声があった方につきましては、先ほど答弁したような内容で御紹介等はしてございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 何かちょっと、何かあるんですか。いろんな方がいるはずなんですよね。そうやって誰とでも話できる方、あるいはまたなかなかそうもいかない方もいるもので、そういう質問をしているんですが。何か執行部の席で変な声がするもので、40万円の30%でしたっけか。補助率最高40万、40万を超えた分は自己負担。40万のうちの70%を町で応援していただくというような形でよろしいんですよね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひその辺を周知に徹底していただいて、よろしく、負担を幾らでも少なくしていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今回の被害、3年前の台風被害と同じ場所が結構多いわけでございます。その中で、いつの会議だったかちょっと忘れましたが、課長に原形復旧でいいのか、またやられるんでねえか、3回も4回もやられ

ていいのかって話をしたところ、改良復旧といいますか、そういう形で何か別な形で復旧するっていう話がありました。それで私は、そういう方向に行ってくれるのかなと思ったんですが、なかなかそうもいかない。農地だけでなく、これはいろんな道路の課題についてもそのようなことあるわけなんです、やはりその内容についてはどうしても変わらないわけなんです。原状復旧というのは。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。先ほども町長の答弁にございましたとおり、まず国の災害復旧につきましては、原形復旧が基本でございます。ただ、町単独事業においては、多少なりとも強度が高くなるような方策を講じて復旧したりもしてございますので、それを大幅に変えたりすると、それは災害復旧ではなくて新たな工事となってしまいますので、その辺はその場所、場所によりまして対策を講じながら実施しているというところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） そうやって可能な場所については何とか、また同じような場所が、同じような被害に遭わないように、ぜひできるところは、できる範囲でやっていただきたいと思うわけでございます。

それで、この新たな災害復旧事業制度の在り方などについても県や国と協議の場を持ちたいと答弁あるんですが、これに関してはやっぱり強く望まなくてはならないと思うんですよね。これ大郷町を一つの自治体だけでなく、宮城県内一丸となって進んでいかなくちゃならないと思うんですが、その辺町村会なりなんなりで、ぜひ強力に進めていただきたいと思うんですが、町長その辺よろしくお願ひしたいと思うんですが、いかがでしたか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 町村会に反映させてまいりたい、できるだけお応えしたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひ実現するようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番目、土地改良区との関係でございます。土地改良区、大郷町鶴田川沿岸土地改良区ということで入っているわけでございますが、それに入っていない地域も結構あるわけでございます。やはりそういうところは土地改良区に関しては、町からもいろんな形で応援といいますか、金銭的にも応援しているわけなんです、そこと土地改良区の

関わりがない地区について、何かいろんな形で改良区以外の人たちは、ちょっと不利益を持っているのかな。例えば施設、水揚げに関しても土地改良区関係ですと負担金生じているわけなんですけど、その辺、不公平感はないと、復旧可能と考えているとあるわけなんですけど。個人負担、30%の個人負担、あるいはまた、今回改良区関係どうなるか分かりませんが、改良区関係でも負担が生じれば、改良区関係、私これ確認しなかったんですけど、改良区関係では改良区の何らかの関係で応援があるのではないのかなと思うんですけど、その辺、不公平感というのはないって言い切れるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。若生議員のほうから改良区との農地の件につきまして、その不公平感ないのかということがお話しございました。改良区内の農地については改良区がやるんじゃないかということもございましたが、改良区内の農地につきましても町の補助制度を使っていただいて復旧をしていただくということで、昨日より防災無線を通して改良区域内の農地についても町の補助制度で対応可能ですので地域整備課のほうへ申請をお願いしますというような周知もしてございます。また施設につきましては、改良区内の施設につきましては維持管理負担金ということで、属している方が負担金を取られておりますことから、改良区内外についての不公平感はないものと判断してございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） そういうことでしたら、私も何も言うことないんですけど、ぜひ不公平感ないようにお願いしたいと思います。

以上で、なくなりましたので終わります。

議長（石川良彦君） これで若生 寛議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

- 
- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第 3 | 議案第 67 号 | 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 68 号 | 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について                   |
| 日程第 5 | 議案第 69 号 | 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正           |

について

日程第 6 議案第 70 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 71 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 72 号 職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 73 号 大郷町営住宅条例の一部改正について

日程第 10 議案第 74 号 財産の無償貸付について

議長（石川良彦君） 次に、日程第 3、議案第 67 号 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、日程第 4、議案第 68 号 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、日程第 5、議案第 69 号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、日程第 6、議案第 70 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第 7、議案第 71 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第 8、議案第 72 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 9、議案第 73 号 大郷町営住宅条例の一部改正について、日程第 10、議案第 74 号 財産の無償貸付についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 67 号について説明を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、議案第 67 号の提案理由を御説明いたします。

議案書の 1 ページをお開き願います。

議案第 67 号 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例の制定の経緯につきましては、令和 2 年国勢調査結果を反映した結果、過疎地域の要件に合致し、令和 4 年 4 月 1 日付で大郷町が過疎指定となりました。

これを受けて、大郷町過疎地域持続的発展計画が作成され、この計画

の中で設定されている産業振興促進区域における産業の持続的発展を図る優遇措置として、固定資産税の課税免除について条例を制定するものです。

2 ページをお開き願います。

条例の内容について御説明いたします。

第1条では、対象となる業種等について定めており、町の過疎地域持続的発展計画の産業振興促進区域内の製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業となっています。

第2条では、業種の資本金額ごとに対象となる取得額と対象期間について定めており、公示の日から令和6年3月31日までの期間に該当する特別償却設備を取得等したものが対象となり、3か年課税免除するものです。

3 ページを御覧ください。下から10行目になります。

第3条では、申請方法について定めており、規則で定めるところに申請していただき、可否決定結果を通知となります。

第4条では、免除取消しについて定めており、各号の規定に該当する場合に、免除取消しするものとなります。

4 ページを御覧ください。

第5条では、事業の承継について定めており、課税免除を受けた事業の承継があり、引き続き当該事業のように供されるときは、その旨届出し、課税免除を受けることができるものとなります。

第6条では、委任事項について定めています。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日以後に取得等をした特別償却設備について適用するものです。

以上が、議案第67号の条例制定内容でございます。

御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第67号について説明を終わります。

次に、議案第68号及び議案第69号、議案第70号、第71号、第72号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議案第68号の提案理由を申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

議案第68号 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月1日提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の制定理由について申し上げます。

制定理由でございますが、町の条例または規則等に基づく各種申請及び届出等についてオンラインによる手続を可能とするため、その根拠規定として制定するものでございます。

なお、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律において、情報通信技術を活用した行政手続の推進が地方公共団体の義務とされていることから、今回御提案させていただくものでございます。

6ページを御覧いただきます。

別紙になりますが、同条例の条文を説明いたします。

まず、第1条の目的でございますが、手続等に係る町民及び関係者の利便性の向上を図ること及び行政運営の簡素化及び効率化を図ることによって町民生活の向上に寄与することを目的としております。

次に、第2条の定義でございますが、この条例における用語の意義を定めたものでございます。

7ページを御覧いただきます。

次に、第3条の電子情報処理組織による申請等でございますが、現行条例等の規定では、全て書面等による申請を前提しているところですが、本条の規定により、オンラインによる申請を可能とするものでございます。

第2項以下は、オンライン申請に関する申請書としての町への到達時期や本人確認の方法等について定めたものでございます。

9ページを御覧いただきます。

次に、第4条の電子情報処理組織による処分通知等でございますが、行政処分たる通知、許認可の通知などは、書面等により行うことを原則としているところですが、オンラインでの申請に対し、同様にオンラインによる通知を可能とするものでございます。

第2項以下はオンラインによる処分通知の到達時期や通知の真正性確保のための電子署名の送信等について定めたものでございます。

10ページを御覧いただきます。

次に、第5条の電磁的記録による縦覧等でございますが、現在、書面等で行うこととされている各種縦覧手続について、電磁的記録により、

平たく言えばデジタルで行うことを可とする規定でございます。

次に、第6条の電磁的記録による作成等については、町が条例等に基づき作成する文書について、電磁的記録（デジタルによる取扱い）を可能とする規定でございます。

次に、第7条の添付書面等の省略でございますが、オンラインによる申請や届出を行う際の添付書類について、申請者の利便性の向上を図るためマイナンバーカードの利用等により添付を要さずとも適法なシステム連携等により、その情報が得ることができる場合は、当該添付書類を不要とすることができるものとする規定でございます。

11ページを御覧いただきます。

次に、8条の情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表でございますが、オンライン申請の利用状況などについて、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする規定でございます。

最後に、第9条は規則への委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年1月1日から施行するものでございます。

なお、来年2月から国において、マイポータルを使った引っ越しワンストップ事業を始めます。町では令和5年4月から住民に身近な手続について、出来得るものからオンライン申請を少しずつ進めていく予定でございます。その根拠づけとして、令和5年1月1日から施行としたものでございます。

大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第69号の提案理由を申し上げます。

12ページをお開き願います。

議案第69号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年大郷町条例第31号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月1日提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和4年4月6日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する政

令に基づき、大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を一部改正するものでございます。

改正内容といたしましては、公費負担の限度額の変更でございます。

1つ目として、自動車借り上げ契約の公費負担の限度額の変更でございます。

2つ目として、燃料の供給契約の工期負担の限度額の変更でございます。

3つ目として、選挙運動用ビラの作成に係る単価の上限の変更でございます。

4つ目として、選挙運動用ポスターの作成に係る単価の上限の変更でございます。

13ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明いたします。

第4条第2号ア中、1万5,800円を1万6,100円に改め、同号イ中、7,560円を7,700円に改めるものでございます。

第8条中、7円51銭を7円73銭に改めるものでございます。

第11条中、525円6銭を541円31銭に、15万5,250円を15万8,130円に改めるものでございます。

附則の第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

附則の第2項といたしまして、この条例による改正後の大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお、従前の例によるものでございます。

以上、大郷町議会議員及び大郷町長の選挙運動における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第70号の提案理由を申し上げます。

14ページをお開き願います。

議案第70号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月1日提出

大郷町長 田 中 学



初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和4年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、大郷町議会議員の委員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、期末手当の改定でございます。

令和4年12月期から改定を行います。

改正内容としましては、1つ目として期末手当を0.05月分引き上げ、年3.30月とし、12月に差額支給をいたします。

2つ目として、期末手当を令和5年度より6月期、12月に均等支給いたします。

15ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明いたします。

第1条は、現条例の第5条第3項中100分の162.5を、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5に改めるものでございます。

第2条は、改正後条例の第5条第3項中、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5を100分の165に改めるものでございます。

附則の第1条は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項として改正後の新条例の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

附則の第2条は、期末手当の内払いを規定したものでございます。

以上、大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明といたします。

次に、議案第71号の提案理由を申し上げます。

16ページをお開き願います。

議案第71号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月1日提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和4年、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案71号は、議案70号の大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同じ内容となっておりますので、改正内容、改正文等は省略させていただきます。

以上、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第72号の提案理由を申し上げます。

18ページをお開き願います。

議案第72号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月1日提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和4年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、月例給及び勤勉手当の改定でございます。

月例給の改定は、令和4年4月1日に遡及いたします。

主な内容は、別表第1のとおり、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるものでございます。

初任給は高卒の場合で4,000円の引上げとなります。俸給月額は、平均改定率0.3%となります。勤勉手当の改定は、令和4年12月期から改定いたします。

一般職は、1つ目として、勤勉手当を0.10月引き上げ、年2.00月とし、12月期に差額支給いたします。

2つ目としまして勤勉手当を令和5年度より6月期、12月期に均等支給いたします。

再任用職員につきましては、1つ目として勤勉手当を0.05月引き上げ、年0.95月とし、12月期に差額支給いたします。

2つ目として勤勉手当を令和5年度より、6月期、12月に均等支給いたします。

19ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明いたします。

第1条は、現条例の第19条第2項第1項中100分の95を、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105に改め、同項第2号中100分の45を、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50に改めるものでございます。

別表1と、20ページから22ページのように改めるものでございます。23ページを御覧いただきます。

第2条は、改正後条例の第9条第2項第1項中6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を、100分の100に改め、同項第2項中6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を、100分の47.5に改めるものでございます。

附則の第1条は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和5年7月1日から施行するものでございます。

また、第2項としまして、改正後の新条例の規定は令和4年4月1日から適用するものでございます。

附則の第2条は、給与の内払いを規定したものでございます。

附則の第3条は、規則への委任事項でございます。

職員の給与に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

以上、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第68号及び議案第69号、第70号、第71号、第72号について説明を終わります。

次に、議案第73号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 24ページをお開き願います。

議案第73号の提案理由について御説明申し上げます。

議案第73号 大郷町営住宅条例の一部改正について

大郷町営住宅条例（平成9年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月1日提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例の改正は、中村原地区に建設中の災害公営住宅について、令和4年12月に本体工事が完成予定で入居可能となることから、その名

称及び位置について新たに追加するものです。

次ページの別紙を御覧願います。

大郷町営住宅条例の一部を改正する条例について、別表中1町営住宅の表の名称の欄に原団地を、位置の欄に大郷町中村字原5番地の5を追加するものです。

附則として、この条例は令和4年12月7日から施行するものです。

ただいま御説明いたしました議案第73号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第73号について説明を終わります。

次に、議案第74号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第74号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

議案第74号 財産の無償貸付について

次のとおり、財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記。

#### 1、無償貸付をする財産

##### 土地

所在地 大郷町中村字町浦1番1

地目 宅地

地積 922.56平方メートル

所在地 大郷町中村字原町11番6

地目 宅地

地積 848.71平方メートルのうち、748.71平方メートル

所在地 大郷町中村字東浦18番

地目 学校用地

地積 7,119.00平方メートルのうち、537.50平方メートル

#### 2、無償貸付の相手方

東京都中央区東日本橋2丁目8番9号

株式会社 伊達屋

代表取締役 三浦 靖

#### 3、無償貸付の目的

株式会社伊達屋宮城工場並びに社員駐車場として利用するため次ページです。

#### 4、無償貸付の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで  
令和4年12月1日提出

大郷町長 田 中 学

株式会社伊達屋への旧煙草会館及び旧黒川校、大郷校の土地の無償貸付けにつきましては、令和2年9月定例会におきまして御可決をいただき、現契約の貸付期限を令和5年3月31日までとしております。

株式会社伊達屋より、引き続き無償貸付けの申請があったことから、今回提案するものでございます。

株式会社伊達屋宮城工場は、令和元年の東日本台風で被災し、床上150センチの浸水被害により機械類等を、更新新調をしております。

その後、現貸付地に無償譲渡した建物を改修して操業予定でございましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により改修工事を保留したものでございます。

また、本年7月の豪雨により現工場が再度被災し、床上40センチの浸水被害を受けましたが、業績が少しずつ上向いてきたことから、改修工事に着手することとしたところでございます。

改修工事は本年11月に着手し、来年4月に新工場で操業を開始する予定でございます。

株式会社伊達屋は、平成23年に設立し、宮城工場は現在社員31名中、町内在住者が11名だそうでございます。

企業の定着並びに町内雇用の促進にも寄与している企業であり、令和元年の東日本台風並びに本年7月の豪雨により被害があったことから貸付けに当たり、貸付期間中の賃借料につきましては無償とするものでございます。

議案第74号につきましてはの提案理由の説明は以上でございます。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第74号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 2 分 休 憩

午 後 2 時 2 1 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

---

日程第11 議案第75号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第9号)

日程第12 議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正

- 予算（第3号）
- 日程第13 議案第77号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第78号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第79号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第80号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第81号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第82号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議案第75号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第9号）、日程第12、議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第77号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第78号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第79号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第80号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第81号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第82号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。まず議案第75号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第75号一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第75号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度大郷町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,350万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,356万

3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算でございますが、7月の豪雨により被災し、園芸施設を町内に有し、引き続き町内で事業を行う農業者に対し、経営継続を目的とした農業施設経営継続支援補助金の支給及び新型コロナウイルス感染症事業継続支援交付金第6期の支給並びに経年劣化した学校給食センターボイラー等改修工事などに係る所要の予算について計上したものでございます。

歳入におきましては、国県補助等の特定財源、町債を計上したほか、公共施設整備基金及び財政調整基金などにおいて財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。まず、歳入です。

第13款分担金及び負担金第1項負担金106万2,000円の増額補正です。老人保護措置入所者の増による費用徴収金の増によるものでございます。

第14款使用料及び手数料第1項使用料3万2,000円の減額補正です。海洋センタープールの終了により使用料の減によるものでございます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金107万7,000円の増額補正です。個人番号カード交付事務費補助金並びに母子保健衛生費国庫補助金の増などによるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金1,360万円の減額補正です。7月の豪雨に係る災害援護資金貸付申請の終了による県負担金の減によるものでございます。

第2項県補助金128万9,000円の増額補正です。経営所得安定対策事業

補助金の交付決定に伴う増などによるものでございます。

第3項委託金1万9,000円の増額補正です。文化財保護に係る経営処理交付金の交付決定による増などによるものでございます。

第17款財産収入第2項財産売払収入760万7,000円の増額補正です。中村山沢及び粕川伝三郎等の町有地売払収入の増などによるものでございます。

第18款寄附金第1項寄附金745万4,000円の増額補正です。一般財団法人宮城県下水道公社の令和3年度末の解散に伴う残余財産を関係市町村に贈与されたことによる増によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金1億5,944万3,000円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金、東日本大震災復興基金の調整によるものでございます。

第2項特別会計繰入金427万2,000円の増額補正です。前年度決算に基づく、宅地分譲事業特別会計繰入金の増によるものでございます。

第21款諸収入第4項受託事業収入3万4,000円の増額補正です。高齢者保健事業と介護予防等一体的実施事業受託収入の増によるものでございます。

第5項雑入969万3,000円の増額補正です。町の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品を創出するためのコンテンツ造成から販路拡大、観光戦略の策定までの一貫した事業を実施するための補助金及び宮城県沖地震に伴う県町村会並びに県議長会からの災害見舞金の増などによるものでございます。

第22款町債第1項町債1億9,340万3,000円の増額補正です。学校給食センターボイラー等改修工事などに伴う町債の増並びに当初予算に計上しておりました起債を過疎対策事業債に組替えたことによる増などによるものでございます。

歳入補正額合計5,350万5,000円の増額補正でございます。

続きまして4ページでございます。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費14万4,000円の減額補正です。人件費の調整、議会広報印刷製本費の調整が主なものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費1,748万9,000円の増額補正です。人件費の調整、町有地の売払いなどに伴う公共施設整備基金積立ての増、役場庁舎修繕工事の増、中村及び羽生地区土地境界確定測量業務の増が主なものでございます。



第2項徴税費64万3,000円の増額補正並びに第3項戸籍住民基本台帳費130万6,000円の増額補正につきましては、人件費の調整でございます。

第5項統計調査費5,000円の増額補正です。統計調査委託金の交付決定に伴う調整でございます。

第6項監査委員費27万4,000円の減額補正です。本年度確定見込みによる費用弁償等の調整でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費1,243万円の減額補正でございます。人件費の調整、7月の豪雨に係る災害援護資金の申請期間終了に伴う調整、入所者の増による老人保護措置費の増、敬老会終了による調整等が主なものでございます。

第2項児童福祉費78万2,000円の増額補正です。母子父子家庭医療費助成の増、電気料高騰による児童館の光熱水費の増などがございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費232万8,000円の減額補正です。人件費の調整、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費1,132万6,000円の増額補正です。人件費の調整、7月の豪雨により被災した園芸施設を町内に有し、引き続き町内で事業を行う農業者に対し経営継続を目的とした農業施設、経営継続支援補助金の支給、経営所得安定対策事業補助金の増、農業集落排水事業特別会計繰出の調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費399万4,000円の増額補正です。人件費の調整、新型コロナウイルス感染症事業継続支援交付金第6期の増、郵便局から提案がございました、御当地キャラに応援の年賀状を書こうへの参加により、常のモロ宛てに届いた年賀状に返信する通信運搬費の増が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費23万7,000円の増額補正です。人件費の調整が主なものでございます。

第2項道路橋梁費349万4,000円の増額補正です。地元から要望があった、けやき坂団地入り口の道路照明灯設置工事及び町道歩道設置工事に伴う支障流木等の補償費の調整が主なものでございます。

第4項住宅費75万8,000円の増額補正です。町営住宅の維持管理費の調整が主なものでございます。

第5項都市計画費71万2,000円の減額補正です。下水道事業並びに宅地分譲事業特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

次ページ、5ページを御覧いただきます。

第9款教育費第1項教育総務費116万円の増額補正です。各種委員及び職員人件費の調整が主なものでございます。

第2項小学校費3万6,000円の減額補正並びに第3項中学校費130万4,000円の増額補正につきましては、大郷小・中学校の維持管理費の調整、大郷中学校男子卓球部が県新人大会において団体の部で優勝し、来年3月に開催される全国選抜大会への出場補助金の増が主なものでございます。

第4項社会教育費27万円の減額補正です。人件費の調整、事業終了したことによる調整。新型コロナウイルスの影響により団体活動自粛による団体補助金の調整が主なものでございます。

第5項保健体育費3,416万5,000円の増額補正です。人件費の調整、経年劣化した学校給食センターボイラー等改修工事の増等が主なものでございます。

第10款災害復旧費第4項公共施設災害復旧費414万1,000円の減額補正です。物産館災害復旧工事設計業務完了による調整でございます。

第6項文教施設災害復旧費139万2,000円の減額補正です。大郷小・中学校災害復旧工事の完了による調整でございます。

第11款公債費第1項公債費143万1,000円の減額補正です。町債の償還額の確定による調整でございます。

歳出の補正額合計5,350万5,000円の増額補正です。

以上、補正前の予算額76億4,005万8,000円に、歳入歳出とも5,350万5,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ76億9,356万3,000円とするものでございます。

続きまして、6ページを御覧いただきます。

第2表債務負担行為補正につきまして御説明をいたします。

今回の補正は、債務負担行為の追加12件、変更1件でございます。

1、追加。事項、期間、限度額の順で御説明をいたします。

1 令和5年度大郷町議会広報印刷業務で設定期間は令和4年度から5年度までで限度額131万6,000円でございます。次年度当初からの業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2 令和5年度広報おおさと印刷業務。設定期間は令和4年度から5年度までで、限度額329万3,000円でございます。議会広報と同様に次年度当初からの業務の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

3 ふるさと納税委託業務。設定期間は令和4年度から5年度までで、限度額をふるさと納税額の7.0%以内の額とするものです。インターネットを利用した専用サイトの構築及び御礼品に関する業務を一括して委託するもので、次年度当初からの業務の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

4 令和5年度自家用電気工作物保安管理業務。設定期間は令和4年度から5年度までで、限度額を204万7,000円とするものでございます。役場庁舎、小・中学校、体育施設等、全12か所について電気事業法第38条に定めてございます自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規程の制定、届出等業務を委託するものであり、次年度当初からの管理業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

5 役場庁舎日直業務でございます。設定期間は令和4年度から7年度までで、限度額を2,739万5,000円とするものでございます。現契約の満了により、次年度当初からの円滑な執行のために、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

6 ふれあい号運行管理業務。設定期間は令和4年度から5年度まで、限度額を770万円とするものでございます。次年度当初から円滑に執行するため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

7 郷郷ランド清掃管理業務です。設定期間は令和4年度から7年度までで、限度額を1,176万3,000円とするものです。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

8 町道緊急維持工事です。設定期間は令和4年度から令和5年度までで、限度額を1,100万円とするものです。次年度当初から円滑に執行するために、債務負担行為を設定するものでございます。

9 公共自動積算システム賃貸借です。設定期間は令和4年度から9年度までで、限度額294万円とするものでございます。現契約の満了に次年度当初から円滑に執行するために、債務負担行為を設定するものでございます。

10 体育施設等草刈除草業務です。設定期間は令和4年度から7年度までで、限度額841万2,000円とするものでございます。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するために、債務負担行為を設定するものでございます。

11 野球場等芝管理業務です。設定期間は令和4年度から7年度までで、限度額を1,804万2,000円とするものでございます。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するために債務負担行為を設定するものでございます。

12 学校給食賄材料購入。設定期間は令和4年度から5年度までで、限度額を3,648万5,000円とするものです。次年度当初から円滑に執行するために、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして2、変更でございます。事項、補正前、補正後の順に御説明をいたします。

1 新型コロナウイルス農業特別対策資金利子助成です。借入者の増により設定期間を令和4年度から8年度までを、令和4年度から令和9年度までに変更し、限度額を18万円から25万6,000円に変更するものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第3表地方債補正につきまして、御説明いたします。

今回の補正は地方債の追加2件、変更7件でございます。

まず、1、追加でございます。

1 学校給食施設整備事業です。経年劣化した学校給食センターボイラー等改修工事などに係る起債で、限度額は3,400万円でございます。起債の方法は、証書借入れ、利率につきましては5.0%以内、ただし、技術見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率とし、償還の方法は政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債務者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものとしてございます。本債につきましては、事業費に100%充当可能で、後年度元利償還金の70%が交付税で措置されるものでございます。

2 過疎対策事業（ソフト分）。給食費無償化事業、看板商品作成等事業に係る起債でございます。限度額は3,500万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、前期と同様でございます。

2、変更でございます。

起債の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。

1 臨時財政対策債。本年度の発行可能額の確定により、限度額を4,890万円から4,104万3,000円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2 道路等整備事業。町道改良舗装工事測量設計業務に係る起債で、過疎対策事業債に振替するため限度額を2,310万円から3,960万円に変更するものでございます。起債の方法、利率償還の方法は、補正前と同様でございます。

3 都市防災総合推進事業。中粕川地区防災拠点整備事業に係る起債で、過疎対策事業債に振替するため限度額を1億5,030万円から1億9,600万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

4 圃場整備事業。前川補助整備事業に係る起債で、過疎対策事業債に振替するため、限度額を320万円から930万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

5 学校教育施設等整備事業。大郷小中学校の外壁等舗装修繕事業及び大郷中学校のバックネット改修事業に係る起債で、過疎対策事業債に振替するため、限度額を1億2,960万円から1億9,320万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

6 緊急防災減災事業。防災無線バッテリー交換事業及び防火水槽整備事業に係る起債で、過疎対策事業債に振替するため、限度を700万円から1,270万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

7 公共施設災害復旧事業。大郷小・中学校、物産館等の公共施設災害復旧事業に係る起債で、事業費の確定見込みにより限度額を1億6,260万円から1億5,730万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算（第9号）につきましては、以上の内容でございます。

議案第75号につきましてはの提案理由の説明は、以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第75号について説明を終わります。

次に、議案第76号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第76号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の36ページを御覧ください。

議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)

令和4年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ964万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,024万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では保険給付費等交付金、歳出では保険給付費の増加が主な内容です。

次ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金は945万7,000円の増額で、高額療養費の増加による普通交付金の増額です。

第5款繰入金第2項基金繰入金は18万8,000円の増額で、財源調整のため財政調整基金の調整によるものです。

以上、歳入合計964万5,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款保険給付費第2項高額療養費は945万8,000円の増額で、入院等に伴う給付費の増額によるものです。

第5款保険事業費第2項保険事業費は4,000円の増額で、各種検診受診者のうち、国保加入者の割合が高くなったため増額となるものでございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金は18万3,000円の増額で、令和3年度特別調整交付金実績報告に基づき、翌年度精算し返還金が生じたため増額となるものでございます。

以上、歳出合計964万5,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額9億1,059万7,000円に歳入歳出それぞれ964万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億2,024万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました、議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第76号について説明を終わります。

次に、議案第77号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、補正予算書43ページをお開きいただきたいと思っております。

介護保険特別会計の第2号補正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第77号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、令和5年3月31日で契約満了となります介護保険システム賃貸借及び保守について、令和5年4月1日から引き続き稼働する必要があることから、債務負担行為の追加を行うものでございます。

次ページ、第1表債務負担行為補正によりまして内容の御説明をさせていただきます。

追加2件でございます。

1件目。事項、介護保険システム保守業務で、期間を令和4年度から令和7年度までとし、限度額を633万6,000円とするものでございます。

2件目。事項、介護保険システム賃貸借で、期間を同じく令和4年度から令和7年度末までとし、限度額を1,208万7,000円とするものでございます。通常、電子機器の賃貸借等については、期間を、耐用年数等を勘案し、5年で契約するところですが、令和7年10月以降については、現在、国が開発を進めている地方公共団体の基幹業務システムに移行する予定であるため、2件とも債務負担行為の期間を令和7年度までの4年間とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願い申

し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第77号について説明を終わります。

次に、議案第78号及び議案第79号、議案第80号、議案第82号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 補正予算書の46ページをお開き願います。

議案第78号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第78号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
令和4年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ87万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,637万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入では財源調整に伴う繰入金、歳出では職員の人件費や光熱水費などの管理費、公債費の補正を計上しております。

47ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金87万9,000円の増額補正は、財源調整により一般会計からの繰入金を調整するものです。

歳入合計で87万9,000円を追加し、2億2,637万5,000円とするものです。

48ページになります。

歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費86万3,000円の増額補正は、職員人件費の調整、電気料金高騰に伴うマンホールポンプ場の電気料の計上によるものです。



第2款公債費第1項公債費1万6,000円の増額補正は、償還利子の確定によるものです。

歳出合計で87万9,000円を追加し、2億2,637万5,000円とするものです。49ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項1 令和5年度公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務について、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を1,155万円とするものです。公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和5年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものです。

以上で、令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、57ページをお開き願います。

議案第79号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第79号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額にも歳入歳出それぞれ5,744万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では財源調整に伴う繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出では職員の人件費や光熱水費などの管理費の補正を計上しております。

58ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

まず歳入です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金105万1,000円の減額補正は、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第4款繰越金第1項繰越金240万6,000円の増額補正は、前年度の繰越金の確定によるものです。歳入合計で、補正額135万5,000円を追加し、5,744万2,000円とするものです。

59ページになります。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費135万5,000円の増額補正は、職員の人件費の調整、電気料金高騰に伴うマンホールポンプ場の電気料の計上によるものです。

歳出合計で、補正額135万5,000円を追加し、5,744万2,000円とするものです。

60ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項1 農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務について。期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を778万5,000円とするものです。農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和5年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものです。

事項2 農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務について。期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を631万7,000円とするものです。農業集落排水事業粕川地区処理維持管理業務が本年度で委託期間が終了するため、令和5年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、維持管理を行うものです。

事項3 令和5年度農業集落排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務について。期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を15万4,000円とするものです。農業集落排水処理施設の電気工作物保安管理業務が今年度で委託期間が終了するため、令和5年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、電気工作物の保安管理を行うものです。

以上で、令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、68ページをお開き願います。

議案第80号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第80号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,273万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では財源調整に伴う繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出では人件費などの管理費、浄化槽設置工事費などの建設費の補正を計上しております。

69ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金30万6,000円の減額補正は、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金217万8,000円の増額補正は、前年度の繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額187万2,000円を追加し、1億1,273万7,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費17万円の増額補正は、職員人件費の調整によるものです。

第2項合併浄化槽建設費170万2,000円の増額補正は、浄化槽設置基数見込み増による工事費の増額によるものです。

歳出合計で補正額187万2,000円を追加し、1億1,273万7,000円とするものです。

71ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項1 令和5年度戸別合併処理浄化槽管理業務について、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を2,131万7,000円とするものです。合併処理浄化槽管理業務が今年度で委託期間が終了するため、令和5年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、保守点検管理を行うものです。

事項2 令和5年度戸別合併処理浄化槽清掃業務について、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を1,236万7,000円とするものです。戸別合併処理浄化槽清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和5年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、清掃を行うものです。

事項3 令和5年度戸別合併処理浄化槽設置工事について、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を1,470万円とするものです。合併浄化槽設置工事について、設置希望者に対し速やかに対応するため、令和5年度当初からの工事について債務負担行為を設定し、工事を行うものです。

以上で、令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

86ページをお開き願います。

議案第82号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第82号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度大郷町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第1款水道事業費用を28万9,000円減額補正し、2億4,385万7,000円とするものです。

第1項営業費用同額計上につきましては、職員人件費の調整、電気料金高騰に伴う水道施設の電気料、委託料の確定によるものです。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項 給配水管等修繕費について。期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を1,100万円とするものです。漏水等による給配水管等の修繕が発生した場合、速やかに対応するため、令和5年度当初からの修繕について債務負担行為を設定し業務を行うものです。

事項 水道料金調定収納システム業務について。期間を令和4年度から令和8年度までとし、限度額を1,665万8,000円とするものです。水道料金調定収納システム業務が令和4年度で終了することから、継続的に円滑な料金徴収に対応するため債務負担行為を設定し、業務を行うものです。

第2項既定の債務負担行為の限度額を次のとおり変更する。

事項 水道施設警備保障業務について。委託料の確定により、限度額を420万円から228万2,000円に変更するものです。期間について変更はございません。

87ページをお開き願います。

(議会の議決を得なければ、流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,257万3,000円に、補正予定額9万8,000円を増額し、1,267万1,000円とするものです。

令和4年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、令和4年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第78号、第79号、第80号につきましては事項別明細書を御覧いただき、また議案第82号につきましては補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第78号及び議案第79号、議案第80号、議案第82号について説明を終わります。

次に、議案第81号について説明を求めます。復興推進課長。

復興推進課長(武藤亨介君) それでは、議案第81号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

各種会計予算補正説明書の79ページを御覧願います。

議案第81号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)は、次

に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ369万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,216万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

本特別会計は、中粕川地区の宅地かさ上げ事業、中村原分譲宅地の2団地の販売関連費用、維持管理費用、宅地造成事業費及び公債費について計上した予算内容となっております。

それでは、補正予算について御説明申し上げます。

80ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

初めに、歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金は、前年度繰越金の確定などによる163万5,000円の減額で、事務費及び交際費に対する一般会計からの繰入金となります。

続きまして、第2款繰越金第1項繰越金は533万1,000円の増額で、繰越金の確定による一般会計からの繰入金となります。

続きまして、81ページをお開き願います。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費369万6,000円の増額で、前年度繰越金の確定による余剰金を一般会計に繰入れするものとなります。

以上、歳入歳出予算はそれぞれ当初予算から369万6,000円の増額の1億3,216万1,000円となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第81号について説明を終わります。

---

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 3 時 1 4 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員